

大分県報

令和二年
第七五号
一月二十八日

(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請(二件)……………一
 臨時種畜検査の実施……………四
 地域森林計画の樹立……………四
 地域森林計画の変更……………四
 保安林の指定……………四
 指定予定保安林(五件)……………五
 道路区域の変更……………六
 教育委員会告示……………七
 県指定名勝の指定の解除……………七

告示

大分県告示第四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
 令和二年一月二十八日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 中津市豊田町十四ー五 アースビル三FーA
 大成・森本特定建設工事共同企業体

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年一月二十八日

大分県報(告示)

一

4	汚水等の処理の方法	汚水等の一日当たりの量		項目	単位	通常	最大
		m ³ /日	七			七	一〇
3	設置される特定施設の種類の種類	パッチャープラント	力	二五m ³ /時	項目	通常	最大
						二〇	二〇
2	特定事業場の所在地及び名称	中津市本耶馬溪町下屋形地先	大成・森本特定建設工事共同企業体	大分二二二号跡田トンネル(東工区)新設工事作業所	項目	通常	最大
						二〇	二〇
1	申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名	中津市豊田町十四ー五	アースビル三FーA	大成・森本特定建設工事共同企業体	項目	通常	最大
						二〇	二〇

種	類	処理方式	能力	構造	主要寸法	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	使用時間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水等の状態の値								
													単位	m ³ /日		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	
5	排出水の量及び汚染状態の値	濁水処理設備	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・砂ろ過方式	鋼板製	縦五・七m×横二一・五m×高さ五・八m	令二・二・一七	令二・二・二八	令二・二・四・一	連続	二四時間	なし	通常の値	処理前	三二六〇	処理後	三六〇	処理前	七二〇	処理後	七二〇	窒素含有量 一〇 浮遊物質 一〇 化学的酸素要求量 五 生物化学的酸素要求量 一〇 水素イオン濃度 一〇 項目 単位	抽出物質含有量	mg/l	検出されず
													通常の値	三六〇	処理後	六・五 八・五	最大の値	七二〇	最大の値	七二〇		抽出物質含有量	mg/l	検出されず
													最大の値	七二〇	最大の値	六・五 八・五	最大の値	七二〇	最大の値	七二〇		抽出物質含有量	mg/l	二
													最大の値	七二〇	最大の値	六・五 八・五	最大の値	七二〇	最大の値	七二〇		抽出物質含有量	mg/l	二
大分県告示第四十六号 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、 次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果 に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。 令和二年一月二十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞																								
二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 1 縦覧期間 令和二年一月二十八日から同年二月十八日まで 2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所																								
一 申請の概要 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 中津市大字一ツ松六百十 清水建設株式会社 跡田トンネル(西工区) 新設工事作業所																								

排水口名	一日当たりの排出水量		項目	汚水の汚染状態の値						
	単位	m ³ /日		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
No. 1	通常	六二四	通常	六・五〇八・五	五	五	一〇	一五	一〇	一
	最大	二、四〇〇		最大	五・八〇八・六	一〇	一五	一五	一五	一・五
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和二年一月二十八日から同年二月十八日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所</p> <p>大分県告示第四十七号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。 令和二年一月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>										
検査期日		検査場所		大分県告示第四十八号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画						
令和二年二月二十七日		別府市		<p>一 公表する書類 大分県農林水産部林務管理課及び大分県南部振興局農山漁村振興部 大分県農林水産部林務管理課及び大分県中部及び大分西部</p> <p>二 公表場所 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>大分県告示第五十号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。 令和二年一月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 保安林の所在場所 国東市安岐町山浦字神手九一七番、九二二番、九四二番、九四七番、九五五番、字大谷九七七番一、九五八番から九六二番まで、九六四番、九六九番、九七四番、九七五番、九七七番、九七九番、九八一番、九八二番一、九八五番、九九一番、九九二番、九九三番二、字丸尾一九一〇番、一九一三番から一九一五番まで</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件 1 立木の伐採の方法</p>						

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字神手九五五・字大谷九五七番一・九五九番・九七九番・九八一番・九八二番一・九九一番・九九二番・九九三番二（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和二年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国見町向田字小迫七三番一、七三番二、七四番一、七四番二、字浜ノ上七七番一、字北浜一八七九番四、一八七九番六、字小迫外七三番一地先・七四番一地先・七七番一地先・一八七九番四地先・一八七九番六地先（以上五筆地先について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字日見字小浦一一二九番・一一三〇番・一一三二番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇三番から一一〇六番まで、一一二六番一、一一二六番二、一一二六番九から一一二六番一一まで、一一二六番一三から一一二六番一五まで、一一二八番、一一三一番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字小浦一一〇三・一一〇五・一一二六番一四・一一二九・一一三〇（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字津久見浦字鯛網代三七三六番一、三七三八番、三七三九番、三七四一番、三七七六番一、大字千怒字鯛網代一番、四番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市字東風隠九三五一番、九三五三番一、九三五三番二、九三五九番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字東風隠九三五一番・九三五三番一・九三五九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年一月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字ウスグイ四五九四番四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字ウスグイ四五九四番四(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和二年一月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道宇佐本耶馬溪線	宇佐市大字山口字尾鼻十五番五から 宇佐市大字山口字尾鼻十五番三まで	前	四三・〇 メートル ）一九・八	二四・三	
		後	四三・〇 ）二一・五	二四・三	
	宇佐市大字山口字七枝十八番二まで	前	一五・一 ）九・九	一〇三・七	
		後	一六・三 ）一〇・六	一〇三・七	
	宇佐市院内町土岩屋字塔ノ平一九六番三から 宇佐市院内町田平字ウツホギ八番四まで	前	一三・八 ）五・二	九七・一	
		後	一九・五 ）七・六	九七・一	
宇佐市院内町土岩屋字塔ノ平一九六番二から 宇佐市院内町田平字ウツホギ八番二まで	前	一三・八 ）五・二	九七・一		
	後	一九・五 ）七・六	九七・一		

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十六条第二項の規定によ

り、県指定名勝の指定を次のとおり解除した。
 令和二年一月二十八日
 大分県教育委員会

名称	指定年月日	所在地	解除年月日	備考
夷谷	昭和三十二年三月二十六日	豊後高田市夷字大石追七三七番、同字金敷七四二番、同字東南九七八番、同字水船一〇四六番、同字東城一〇四七番、同字行知一七八番、同字殿迫二二四番、同字石城二二四番、同字萱ノ木上二九二〇番、同字西ノ畑二九六三番	平成三十年十月十五日	国指定名勝指定

令和二年一月二十八日

大分県報（告示・教育委告示）